

# 碧南市公共用地境界確認事務取扱要領 補足説明②

## 対側地の境界立会省略について（第12条関係）

（対側地の境界立会）

第12条 対側地は、原則、現況幅員又は公図幅員が4メートル以下である場合は、境界立会を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市と協議のうえ、省略することができる。

- (1) 境界確認をする公共用地の現況幅員が4メートル以上かつ、対側地に境界標が残存している場合
- (2) 境界確認をする公共用地の現況幅員が、道路側溝等の構造物や境界標により4メートル以上確保できる場合
- (3) 対側地の一利用形態が公園、公共施設、工場などで、面積が2,500平方メートル以上の場合
- (4) 松本土地区画整理事業地を除く土地区画整理事業地内及び圃場整備事業地内であり、換地図のとおり公共用地の幅員が確保できている場合
- (5) 申請地が以前に境界確定している場合で、確定時に対側地の承諾を得ており、かつ、確定時の引照点や境界標等の座標により復元可能な場合
- (6) 対側地が以前に境界確定している場合で、確定時に申請地の承諾を得ており、かつ、確定時の引照点や境界標等の座標により復元可能な場合
- (7) 境界確認する公共用地と対側地が同一の開発事業により造成され、道路等の幅員が確保できている場合
- (8) その他、市長が認める場合

### 【補足説明】

対側地の境界立会省略の判断については、以下のとおりです。

